

発議第6号

伊賀市子どもたちを交通事故から守る条例の制定について

伊賀市子どもたちを交通事故から守る条例を次のとおり制定しようとする。

令和3年9月27日提出

提出者 伊賀市議会議員

桃井 弘子

北山 太加規

濱瀬 達雄

山下 典子

田中 覚

記

伊賀市子どもたちを交通事故から守る条例

令和元年5月8日、滋賀県大津市の交差点で信号待ちをしていた保育園児の列に車が突っ込み、園児2名が死亡し保育士を含む14人が重軽傷を負ったことは記憶に深く刻まれています。また令和3年6月28日、千葉県八街市の通学路でも交通事故により児童2名が死亡しました。そして事故の後、尊い命と引き換えにガードレールが設置されました。

これらのことは、幾度となく交通安全施設の整備などの対策の要望を繰り返してきたその市民の声が行政に届かなかったこと、また、行政が交通安全に関する施策を計画的に実施する仕組みが脆弱であったことが、一因であったと言えます。

伊賀市においては、伊賀市交通安全条例（平成16年伊賀市条例第169号）により、伊賀市における交通安全の確保に関する施策の基本を定めています。同条例は、市民の安全で快適な生活環境の実現に寄与することを目的とし、市は、市内に居住若しくは滞在する者又は通過する者の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全意識の高揚、道路交通環境の整備等交通安全の確保に必要な施策の総合的かつ計画的な推進を図るように努めるものとする、と規定しています。

その上で、私たちは悲慘な子どもの交通事故を対岸の火事とすることなく、伊賀市交通安全条例に加え、伊賀市は子どもを交通事故から守る交通安全施設の整備などの対策の計画を策定し、計画を推進し、整備を完遂するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、通学路等（学校及び保育所（園）並びに放課後児童クラブその他多数の児童生徒等（幼児、児童又は生徒をいう。以下同じ。）が利用する施設をいう。以下同じ。）における交通安全の確保のため、計画的で迅速な交通安全施設の整備などの対策をし、もって児童生徒等を交通事故から守ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、別に定めるところにより、この条例の趣旨に基づき、次に掲げる事務の執行をするものとする。

- (1) 通学路等の総点検
- (2) 交通事故が発生しそうな危険箇所の選定とリスト化
- (3) 危険箇所のリストの中で、対策を取るべき危険箇所交通量、過去の交通事故の発生件数、道路の性質等を考慮して客観的に危険性の程度を評価し、危険性の高いものからの優先付け

- (4) 具体的な対策の検討及び対策計画の策定と公表
- (5) 具体的な対策の実施
- (6) 対策の実施後におけるその結果の公表

2 前項に規定する事務の執行に当たっては、市以外の道路管理者の県及び国土交通大臣等に、又は三重県公安委員会に対して、この条例の趣旨に従い指導と協力を求める。

(市民との協働)

第3条 市は、子どもたちが使用し集まる場所等の周辺のうち、特に交通事故発生の危険性が高いと思われる箇所に関する情報について、この条例の趣旨に基づき、市民等（伊賀市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。）と協働して次に掲げる事務の執行をするものとする。

- (1) 市は、危険性が高いと思われる箇所に関する情報の収集を行う。
- (2) 市は、交通安全施設の整備などの対策が完了するまでの間、情報の周知に努める。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(その他)

2 この条例により、市内各地の交通安全施設の整備を妨げるものでない。